

特定商取引法に基づく表示

① 商品名	金トレ塾
② 役務の提供	<p>1. 自然災害による家屋調査、保険申請のサポート及びコンサルティング</p> <p>2. 金トレ塾で取り扱う、全ての商品の販売サポート及びコンサルティング<sup>3</sup></p>
③ 商品の種類及びその性能・品質に関する重要な事項／販売価格	地震及び風災の家屋調査のサポート及びコンサルティングをする代理店の地位の付与 <sup>1</sup> 。
③ 特定利益について <sup>2</sup>	<p>金トレ塾の会員には、新規顧客及び新規代理店のからコンサルティングの業務の完了まで、売上に応じた報酬を毎月（各月末締め、翌月末日払い）にてお支払いいたします。ボーナスの支払いは、銀行振込となり、1回の支払い毎に事務手数料1,000円（税込み。送金手数料込み）を差し引きます。また5,000円に満たないボーナスは、5,000円を超えるまで支払いを留保いたします。</p> <p>1. 新規会員獲得ボーナスとして、新しい会員を直接紹介すると、登録パッケージによって、2万円から最大60万円までをお支払いします。</p> <p>2. 案件紹介ボーナスとして、直接紹介した会員がコンサルティングの結果、日本自然災害復興支援協会が報酬を得た場合、協会報酬の10%をボーナスとしてお支払いいたします。</p> <p>3. 代理店報酬として、会員のランクに応じて、協会報酬の40%から80%の金額をお支払いいたします。</p> <p>※ 詳細は別紙を参照下さい。</p>
④ 特定負担の内容	<p>金トレ塾の会員の新規登録の際には、代理店登録が必要であり、当該代金は特定負担に該当いたします。</p> <p>代理店のランクに応じて、5万円、15万円又は150万円の支払いを頂</p>

	<p>くことが、登録条件となります。</p> <p>特定負担代金の支払時期については、申し込みから1週間以内に振り込むものし、支払いがない限り、会員としての活動は認められません。また、代金の支払いがなされた場合、会員としての資格が備わります。</p> <p>特定代金の支払いについては、料金収納代行会社（株式会社LIBEO）銀行口座（三井住友銀行 立売堀支店 普通1601007 カ）リベオ）となります。また、振込手数料は、会員のご負担となります。</p>
<p>⑥ クーリング・オフ</p>	<p>(1) 契約書面の受領日、もしくは初回購入商品（但し、これは特商法の規制に基づいて記載するものであり、当社では、商品を取り扱いません。）の受領日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、理由を問わず、会員契約を解除することができます（クーリング・オフ）。</p> <p>(2) 会員が、クーリング・オフについての不実告知により誤認し、または、威迫によって困惑し、クーリング・オフを行わなかった場合には、会員は、上記クーリング・オフ妨害解消のための書面を受領して20日間は、(1)の経過に拘わらず、クーリング・オフを行うことができます。</p> <p>(3) クーリング・オフが行われた場合、会員は、これに伴う損害賠償又は違約金の請求をされることはありません。</p> <p>(4) クーリング・オフは、会員がその旨の書面を発送した時点で、効力を生じます。</p> <p>(5) クーリング・オフがあった場合、当社は、会員が支払い済の商品代金、年会費等の一切の金銭全額を、速やかに返還致します。</p> <p>※ クーリング・オフは、法人会員には適用になりません。</p>
<p>⑦ 統括者の名称、氏名、住所及</p>	<p>TIME FORCE株式会社</p>

<p>び電話番号，代表取締役</p>	<p>代表取締役 中村晋弥</p> <p>〒550-0013 大阪市西区新町1-24-8ノース四ツ橋ビル503</p> <p>TEL：06-6537-7920 FAX：06-6537-7922</p>
<p>⑧ 中途解約</p>	<p>(1) クーリング・オフ期間経過後といえども，会員は，いつでも，将来に向かって会員契約の解除（中途解約）を行うことができます。</p> <p>(2) 中途解約があった場合で，以下の要件を満たした場合，当社は会員に対し，当該商品代金の90%相当額を返金致します。但し，これは特商法の規制に基づいて記載するものであり，当社には，商品は存在しません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会員契約の締結から1年以内であること</li> <li>2. 当該商品の引渡しから90日を経過していないこと。</li> <li>3. 当該商品について，再販売，使用，消費，あるいは会員の責に帰すべき事由によって全部または一部について滅失又は既存していないこと。</li> <li>4. 法人会員ではないこと。</li> </ol> <p>(3) 前項の返金を行うに当たって，当該商品購入について，会員に対して，既にボーナスが支払われている場合，当該ボーナス金額を差し引いての返金となります。</p>
<p>⑨ 商標，称号等に関する事項</p>	<p>日本自然災害復興支援協会金トレ塾の商号，及び，金トレ塾に関する商号，及び，これに関する商標については，当社の書面による許諾がない限り，使用することができません。</p>
<p>⑩ 割賦販売法のローン提携販売</p>	<p>割賦販売法のローン提携販売，信用購入あっせんを利用する場合には支払停止の抗弁ができます。但し，これは特商法の規制に基づいて記載するものであり，当社では，いずれの形態も利用できません。</p>
<p>⑪ 禁止行為に関する事項</p>	<p>金トレ塾のビジネスを行うに際しては，相手方に以下の事項を十分</p>

	<p>に説明してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 役務の種類, 性能, 品質等について</li> <li>2. 特定負担の内容について</li> <li>3. クーリング・オフと中途解約制度について</li> <li>4. 特定利益について</li> <li>5. その他 相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項について</li> </ol> <p>勧誘に際して, 又は契約の解除 (クーリング・オフ) を妨げるために, 上記の事項について, 事実と異なることを告げる事, あるいは, 相手方を威迫して困惑させると, それぞれ特商法によって罰せられます。</p>
<p>⑫ よく読むべき記載</p>	<p>本契約書面の内容は十分に読んでください。</p>

2019年2月13日

脚注)

- 1 販売価格や当該商品の価格および内容が変動するため、こちらの項目はいかがでしょうか？→販売する商品、サービスに応じて、記載の変更を変えていく必要があります。書面が求められるのはルート時だけですので、プラン変更の都度加筆修正すれば足ります。
- 2 他の商材の利益に関しても記載するのか？→契約締結時必要があれば。
- 3 販売で終わるのが良いのでは？→代理店の地位を付与するので現表記で問題ないかと思います。もともと、提供する商品に応じて記載は返る必要が出てくるかもしれないので、都度ご相談いただければと思います。